

訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

（新）訪問看護医療DX情報活用加算5点（50円）

これに関する施設基準は以下の通りです。

- 1、厚生労働省が示す訪問看護医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 2、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示してしていること。
- 4、3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2024年8月5日
東広島訪問看護ステーション